

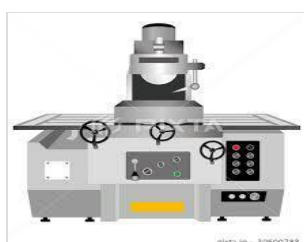
◆償却資産に対する課税

■ 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

なお、土地、建物、取得価格 10 万円未満の少額償却資産、自動車税及び軽自動車税の対象となるものは償却資産の対象となりません。

区 分	具 体 例
構築物	煙突、鉄塔、橋、広告塔、駐車場の舗装など
機械及び装置	旋盤、ポンプ、動力配線設備、受・変電設備、太陽光発電設備など
船舶	船舶、水上運搬具など
航空機	飛行機、ヘリコプターなど
車両及び運搬具	貨車、客車、トロッキ、フォークリフト、大型特殊車両など (自動車税及び軽自動車税の対象となるものは除く。)
工具、器具、備品	測定工具、切削工具、自動販売機、机、いす、パソコンなど



■ 賃借人等が取り付けた家屋の附帯設備の取扱い

賃貸ビルにテナント入居されている方等が事業の用に供するために取り付けた内装や電気・ガス設備などの家屋の附帯設備(特定附帯設備)は、テナントの入居者等に償却資産として課税されます。

■ 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

前年中に取得した資産	$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$
前年より前に取得した資産	$\text{評価額} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$

※評価額が、(取得価格×5%)よりも小さい場合は、(取得価格×5%)

■ 償却資産に対する課税について、国税との比較

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	固定資産税定率法(旧定率法)
前年中の新規取得	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却、割増償却	制度あり	制度なし
増加償却の制度	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価格の5%
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

■ 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を、1月31日までに市に申告しなければなりません。

申告先:うきは市役所 税務課資産税係(☎0943-75-4977)

■ インターネットを利用した電子申告

申告書や各種申請など、インターネットを利用した地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」をご利用になることができます。

ご利用開始の手続き、お問い合わせなど詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

e L T A Xホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>